

身障者就業保障金の負担軽減策

担当者：赵芊・平出

中国では身障者の雇用促進を目的として、企業に対してその企業の従業員規模に応じた一定数の身障者を雇用することを推奨していますが、雇用人数要件を満たさない企業は保障金のかたちで毎年拠出を行っています。

2019 年末に、国家国務院・財政部・残聯などの部門から「身障者就業保障金制度をよりよいものにし、身障者雇用促進を推進するための総体方案」が出され、その後、国家財政部から「財政部による身障者就業保障金徴収政策の調整に関する公告」（財政部公告【2019】第 98 号）が 2019 年 12 月 31 日付で公布されて、身障者就業保障金の負担を軽減する政策が公表されています。

■ 身障者就業保障金の負担額の計算式

納付金額 = (前年度の在籍社員数 x 当地政府が定めた雇用すべき身障者の比率 - 前年中に雇用した身障者の人数) x 雇用企業の前年平均年間給与額

※ 2020 年時点での北京市・天津市での比率は「1.5%」

■ 財政部公告 2019 年第 98 号の規定

本公告で規定している具体的な内容は下記のとおりです。

1. 就業保障金徴収基準の上限金額を当地の前年平均年間給与額の 2 倍とすること
2. 従業員が 30 名以下の企業については、2020 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの 3 年間は徴収を免除すること
3. 従業員が 30 名を超える企業については、2020 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までに 3 年間は
 - ① 在籍従業員の 1%以上の身障者を雇用しているが、当地に政府が要求する比率には達していない場合は、本来納付すべき就業保障金の 50%を徴収
 - ② 身障者の雇用人数が在籍従業員の 1%未満の場合は、本来納付すべき就業保障金の 90%を徴収

■ 身障者就業保障金の納付額の計算についてのこれまでの変遷

身障者就業保障金の納付が義務付けられた当初は、(前年度在籍社員数 x 当地の政府が定めた雇用すべき比率 - 雇用身障者の人数) x 当地の前年平均年間給与額で計算し、徴収基準の上限はありませんでした。

2015 年 9 月に「身障者就業保障金徴収使用管理弁法」(財税【2015】第 72 号)が公布されて、2015 年分の 2016 年納付からは、「当地の前年平均年間給与額」で

はなく「雇用企業の前年平均年間給与額」に変更され、また「上限を当地の前年平均年間給与額の3倍」とすることが定められました。上限は設定されたものの、雇用企業の平均給与で計算することになったため、外資企業の負担は大きくなった経緯があります。

2018年に「政府製基金の徴収基準を部分的に引き下げることに係る通知」(財税【2018】第39号)により、2017年分の2018年申告分からは、「上限を当地の前年平均年間給与額の2倍」に引き下げられることになりました。

以上は、国家の規定ですが、2019年に天津市では政令を公布して、2018年分の2019年申告から「当地の前年平均年間給与額の1倍」に引き下げが行われており、また北京市ではそれまで雇用すべき身障者の比率を前年度の在籍社員数 x 1.7%としていたものを他の自治体と同様水準の前年度の在籍社員数 x 1.5%に引き下げを行っています。

■ まとめ

私たち外資企業にしてみると身障者を雇用するにも採用する雇用ルートがよくわからず、やむなく上記の算式で計算した金額を毎年納付せざるをえない状況にあり、とりわけ従業員規模の大きな企業にとっては大きな負担となっているのが現状ですが、本政策の適用により新型コロナの影響で企業経営に影響を受けている企業にとっては、社会保険料納付の一部免除・軽減等の政策とともにありがたい政策となります。(ただし、本政策は2019年年末に公布されていることから、新型コロナ対策とは直接リンクした政策ではないようです。)

また、北京市では国家の政策にならい、北京市発展・改革委員会等の機関が同じ内容の政策を「身障者就業保障金制度をよりよいものにし、身障者雇用促進を推進するための総体的方案に関する通知」(京发改〔2020〕1082号)として今年の7月23日に公布しています。

なお、従業員数が30名以下で保障金納付が免除される企業であっても納付額ゼロでの申告手続きは必要ですので忘れずに行ってください。

(北京市の2019年度分の申告期限は2020年9月30日まで、天津市の申告期限は11月30日までです。)

以上